（表）

|  |
| --- |
| 第　　　　　　　　号　年　　月　　日　**許可書**　住　　所　氏　　名　　　　　　　　　　　　様　　　　　年　　　月　　　日付で申請のあった　　　　　　　　風致地区内の申請について杉並区風致地区条例（平成２５年杉並区条例第３６号）第３条第１項の規定により、下記のとおり許可する。杉並区長　　　　　　　　　　　　　記 |
| **行　為　目　的** | 建築物の建築　宅地造成等　　木竹伐採　　土石採取　　水面埋立て　　工作物建築　　色彩変更　　屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 |
| **行　為　場　所** | 杉並区　　　　　　　丁目　　　　　番　　　　　　　　（住居表示）　　　丁目　　　　番　　　　号 |
| **工事着手予定年月日** | 年　　　　月　　　　日 | **工事完了予定年月日** | 年　　　　月　　　　日 |
| **地域地区****（都市計画法の制限）** | 用途地域 | 地域 | 建蔽率 | ％ | 容積率 | ％ | 高度地区 | 第　　種 |
| 防火地域 | 防火　　準防火 | その他 |  | 最低限高度地区 | 有・無 |
| **敷地面積** | ㎡ | **建築面積** | ㎡ | **計画建蔽率** | ％ | **建築基準法で認められる建蔽率** | ％ |
| **種　別** | 新築　　改築　　増築　　移転 | **高　さ** | ｍ | **構　造** | 造　一部　　　　造 |
| **壁面後退距離** | 道路側 | 東　　ｍ西　　ｍ南　　ｍ北　　ｍ | 隣地側 | 東　　　ｍ西　　　ｍ南　　　ｍ北　　　ｍ |
| **施　行　区　域現　況　概　略** |  |
| **施 行 区 域 面 積** | 　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| **宅 地 造 成 等** | 盛　土　面　積 | ㎡ | 盛土量 | ｍ3 | 切土面積 | ㎡ | 切土量 | ｍ3 |
| **木　竹　伐　採** | 伐　採　本　数 | 本 | 伐採方法 |  |
| **土　石　採　取** | 採　　取　　量 | ｍ3 | 採取後の土地の形状 |  |
| **水 面 埋 立 て** | 工　事　方　法 |  | 埋立て後の取扱い |  |
| **工 作 物 建 築** | 種　　　　　類 |  | 規　　模 |  | 構　造 |  |
| **色　彩　変　更** | 変　更　内　容 |  |
| **屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積** | 堆積物の種類 |  | 堆積量 | ｍ3 | 高　さ | ｍ |
| **施　行　理　由** |  |
| **備　　　　　考** |  |
| **条　　　　　件** | 　□　建築物の周囲には、樹木の修景植栽等風致の維持に有効な措置を取ること。　□　建築物の外部の色彩は、原色を避け周囲の自然と調和を図ったものとすること。　□　工事完成後、写真を添えて完了届を提出すること。　□　緑地率　　１０　　２０　　３０　　％を確保すること。　□ |
| **備　　　　　考** |  |

　※この処分に不服がある場合の審査請求及び処分の取消しの訴えの提起についての教示が裏面にあります。

（裏）

教示

|  |
| --- |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。 ２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。 ３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |